

3. 家きん（鶏、七面鳥、あひる等）及びその製品（対象疾病：高病原性鳥インフルエンザ）

2026年7月22日更新

地域		動物	受精卵・ 精液	ソーセージ・ ハム・ベーコン	肉・ 臓器	卵
①対象疾病の発生状況や防疫措置等を総合的に判断し、動畜産物等の輸入を通じて我が国に 対象疾病が持ちこまれるおそれが極めて低いと考えられる地域 【アジア地域】 シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、トルコ 【ヨーロッパ地域】 ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、ドネツク州及びルハンスク州を除く）、 英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る）、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、 ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ロ シア（トゥーラ州及びブリャンスク州に限る） 【南北アメリカ地域】 アメリカ（アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る）、カナダ、アルゼンチン、コスタリカ、 コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー 【オセアニア地域】 オーストラリア、ニュー・カレドニア、ニュージーランド (34地域)		輸入可能 （輸出国政府機関発行の検査証明書が必要） ご注意！ これらの地域で鳥インフルエンザが発生した場合は、 日本への輸入はできません。				
輸入 禁止 地域	②動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが否定できないと考えられる地域 ①以外の地域	輸入禁止	輸入禁止 ※1	輸入禁止 ※1、2	輸入禁止 ※1	

※1 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り、輸入できます。

※2 肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）であって、農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国政府機関発行の証明書のあるものに限り輸入できます。